

令和3年10月

上天草市農業委員会会議録

令和3年10月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年10月12日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第7 報告第1号 許可不要転用届の受理について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

（事務局）

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

開 会 午前9時30分

1 開 会

事務局（徳弘）

皆様おはようございます。ただいまより、令和3年10月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、全ての農業委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は10月の総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中、ご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、山田委員のご逝去、本当に私たちも大変惜しい人材を亡くしたわけでございます。また後ほど後任につきましては事務局のほうから説明があらうかと思っておりますけれども、その節はよろしく願いをいたしたいと思っております。

また、長雨が続き、次は日照りということで、秋には似合わないような強い日差しの天気が続いております。そういった中で、天候の不順ということが昨今よく聞かれます。そういった中で私たちも生活しているわけでございますけれども、どうか皆さん方、健康には十分ご注意されまして頑張っていたきたいと思っております。

そしてまた、コロナ等につきましても、昨今の情報によりますと、熊本県下でも、ゼロだったり、二、三人だったりということで、非常に感染者が減っている中ではございますけれども、油断は禁物ということで、我々もコロナにつきましても細心の注意を払いながら生活していかなければならないのではないかと考えています。農業委員会冒頭の挨拶ではコロナのことばかりで大変申し訳ありませんけれども、昨今の情勢を踏まえますならば必ずやコロナのことは話題になると思います。

ひとつ本日の総会、よろしくお願い申し上げたいと思います。それでは早速開会いたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。4番、水野委員、5番、木嶋委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△△番、地目は畑、面積293㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約3.2kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田1,394㎡、畑2,669㎡、合計4,063㎡です。稼働力は1、農機具等は耕運機1です。申請理由は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。自宅に隣接している場所であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人が自ら耕作するということです。転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定ということです。周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第1号の1番につきまして、7番、岩崎が説明いたします。

申請人は市内の方でございます。申請地は図面 3 ページを開いてください。地番△△△△で、譲受人の自宅が地番△△△△で、その家の真ん前です。

譲渡される方は熊本市内に住んでおられますが、もともと地番△△△△に住んでおられました。知り合いでもあり、譲り受けることができたとのことです。両面とも里道が走っておりまして、境界の杭も確認しました。申請許可後、タマネギを耕作するとのことでございます。よろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま 1 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。それでは続きまして、2 番を事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

議案第 1 号、番号 2 番です。議案は同じく 2 ページになります。

申請人は甲佐町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□△△△△番△外 2 筆、地目は田 1 筆、畑 2 筆、合計面積 1, 4 8 8 m²です。申請場所は図面 1 ページ②、詳細は 3 ～ 4 ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約 1 3 km のあたりに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が今回申請分の田 1, 2 0 9 m²、畑 2 7 9 m²です。稼働力は 1、農機具等は耕運機 1、草刈機 3、チェーンソー 1 を譲渡人から譲り受けるとのことです。

申請理由は売買による所有権の移転です。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのことです。移住先の近辺に所在しており、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、令和 3 年 3 月 1 0 日に空き家に付随する農地に指定されており、農業委員会が定める下限面積が 1 a に引き下げられているため、下限面積要件はクリアしております。当該農地は申請人自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米、タマネギを耕作予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9 番（松本）

1 号の 2 番について、9 番の松本が説明をいたします。

今、事務局より説明がございましたように、空き家に付随する条件下でございます。この地域には 2 軒ぐらいしか現在、住んでおられませんし、非常に活気が出る

のではなかろうかと思っております。面積については、条件はあまりよくないですが、受人が改良をして農作業をやるということでございますので、皆さんご審議をよろしくお願いをいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

局長、この空き家に付随する農地は何件ぐらい出ていますか。1 a の下限面積を決めてから申請は何件ですか。

事務局（徳弘）

空き家バンクでの登録は、4件ほどここでご審議いただいたところです。その農地を空き家と一緒に譲り受けたい、移住する方が買いたいというのは今回が初めての案件になります。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□□△△△△番△外2筆、地目は田2筆、畑1筆、合計面積1,171㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約10kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場及び資材置場の造設で、事業資金は土地購入費△△万円、工事費△△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は側溝を設置し既設側溝へ排水、生活雑排水

及び汚水はありません。造成中の被害防除については、造成は最小限にとどめ、完成後も付近の農業への悪影響もないということです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（柳本）

昨日はどうもお疲れでございました。議案２号の１番を推進委員の柳本が説明したいと思います。

今、事務局からありましたとおり、画面にも映っていますけれども、国道△△△の際でありまして、出入り口に勾配があり上りがきついなということで、鉄板等を敷いて出入りしやすくするということでした。雨水は、３面張りの狭い川がありまして、そこに流すということです。生活排水、汚水は全然なくて、近隣には住宅もありませんので、何も被害はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので申請どおり承認することに決定をいたします。
それでは、続きまして２番を事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第２号、番号２番です。議案は同じく４ページになります。

申請人は京都市の法人です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□△△△△番△外１筆、地目は田２筆、合計面積１，３７７㎡です。申請場所は、図面１ページ④、詳細は８～９ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約１５kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の設置で、事業資金は土地賃借料△△△万△△△△円、土地造成費△△万△△△△円、建築費△△△△万△△△△円、雑費△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は賃借による地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意、地区の排水同意及び近隣居住者の同意を確認しております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、外周に畦畔及びフェンスにて隣接地への土砂の流出を防ぎ、完成後も被害防除に十分注意し、万一、被害等が生じた場合は責任を持って対応するということです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。
それでは続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9 番（松本）

2 号の 2 番について少し補足をいたします。
この部分については区画整理事業が行われて、川の反対側はほとんど区画整理事業がしてあり、ダムの水が自動的に入るようになっています。申請地だけが「水は要らない、ダムの水は取らないでいい」ということで、河川から水を取り入れていましたけども、それを使うことができなくなって、エアがたまらずに水が全然来ないということで、田んぼが田んぼじゃないような状況でした。1 人の人が電気を引いてポンプアップで米を 1 年ぐらい作られたんですけども、体を痛められて水も来なくなりました。ほかの部分にはほとんど迷惑はかからないと思いますけども、よろしく審議方お願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。
ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画(案)について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第 3 号、農用地利用集積計画(案)貸借権設定について、議案は 6 ページから 8 ページになります。
今回の農用地利用集積計画は新規設定の計画が 5 件となっております。計画内容は、利用権の設定をする人 5 名、利用権の設定を受ける人 3 名、利用権設定面積合計 1 万 3 2 9 m²です。内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。
また、番号 4 番及び 5 番の熊本県農業公社を通した利用権設定を行う予定の借手は、大矢野町登立地区の個人の方です。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま農用地利用集積計画(案)の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので原案どおり承認することに決定をいたします。

議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

それでは続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第4号、番号1番です。議案は10ページになります。

申請人は山口県下関市の個人の方です。申請地の物件表示は大矢野町中地区字□□△△△△番外1筆、地目は畑2筆、合計面積は696㎡です。今回の申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は10ページから13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約3.5kmのあたりに位置しております。申請地の現況については、当該農地が山中にあるため、航空写真及び現況写真のとおり遠方から現況を確認しております。航空写真及び現況写真の確認でも分かるとおり、雑木が生い茂っているため非農地化はやむ得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。

岩崎委員、説明をお願いします。

7番（岩崎）

議案第4号の1番につきまして、7番岩崎が説明いたします。

今、事務局から説明があったとおりでございます。山林化しております。ご覧のとおりでございます。よろしくお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

現地確認をしなかった場合の担当委員の説明は今からどうしますか。なしでよろしいでしょうか。局長、どうですか。

3 番（山口）

事務局が見に行っていますよね。

事務局（徳弘）

（画面に）写真が出ていますけれども、中に入っていけるところは現地の写真を撮ります。近くに行けないときはこんな形で、近くまで行っての写真と。いずれにしても、その場所まで行って確認しています。

9 番（松本）

中まで行かれない状況だから非農地化しているわけです。

議長（西岡）

それでは、担当委員が現地確認できなかった場合は事務局の説明だけで済ませるということでよろしいですか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

では、事務局、今後、現地確認に委員が同行できなかった場合は議案の担当委員のところを外してください。

報告第 1 号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

それでは続きまして報告第 1 号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

報告第 1 号、番号 1 番です。議案は 1 1 ページになります。

申請人は東京都の法人です。申請地の物件表示は大矢野町上地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積 4 9 5 m²のうち 4 m²です。申請場所は図面 1 ページ⑥、詳細は 1 4～1 5 ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約 0. 3 km のあたりに位置しております。届出事由は携帯電話無線基地局の新設です。現地確認及び事業計画書、地区の排水同意等の書類を鑑み問題はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。それでは担当委員の説明をお願いいたします。

6 番（磯田）

6 番、磯田が説明します。

現地は、パチンコ店□□□の真裏になります。現在、地目は田ということになっていますけれども、作付けはなされておらず、草の管理はされているようです。そ

の一面の片隅4㎡ということで、何ら問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので報告どおりといたします。

続きまして2番を事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

報告第1号、番号2番です。議案は同じく11ページになります。申請人は番号1番と同じ東京都の法人です。申請地の物件表示は大矢野町中地区字□□□□、△△△番△、地目は畑、面積29㎡のうち4㎡です。申請場所は図面11ページ⑦、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約3.5kmのあたりに位置しております。届出事由は携帯電話の無線局の新設です。現地確認及び事業計画書、地区の排水同意書等の書類を鑑み問題はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

報告第1号の2番につきまして、7番岩崎が補足説明いたします。

（画面で）ご覧のとおり、道路の拡張工事の後が三角に残っているわけですが、何も使えないような場所でございます。携帯電話の無線基地局の新設ということで、9月15日に現地確認いたしました。着工は令和3年10月11日から、完成は11月30日とのことでございます。よろしくお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。

ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので報告どおりといたします。

こういった場合、29㎡のうち4㎡だけしか転用できないんですか。全部を転用するわけにはいかないんでしょうか。

3 番（山口）

必要としないんでしょう。

議長（西岡）

全部は必要なくても、残っても何もできないので。残りは農地として残るからですね。

それでは、皆さん方にご協力いただきまして、全ての議案の審議を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。また、その他で事務局のほうからいろいろと説明がございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前 10 時 00 分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年10月12日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

水野美奈子

上天草市農業委員会 委員

木嶋 たか子